

3/7(土)避難者のお話を聞く会 **オンライン配信有り**

今なおふるさとに戻れない人々がいることをご存知ですか



浪江町津島地区(帰還困難区域) 森にのみ込まれる民家

「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」
今野秀則原告団長と弁護士のお話を聞く会
福島原発事故により奪われた
ふるさとをきれいにして返してほしい

～仙台高裁は事故対策に最善を尽くさなかった国の責任を認めてほしい～

2026年3月7日(土)、今も大部分が避難指示区域である福島県浪江町津島地区から避難生活を続けておられる今野秀則さん。そして、今野さんら地区住民の約半数が国や東京電力に対し提起した「津島原発訴訟」の弁護団のおひとり、小野寺信一弁護士のお二人からお話を聞く会を行います。

この会についてはオンライン(ズーム)でも参加可能です。当日、開会の数分前、以下のID番号やパスワードをご入力してご参加ください。事前のお申込みは不要です。操作方法については、できるだけ身近な詳しい方にお聞きください。

ミーティングID 857 9203 2802

パスワード 770054

今後の予定 (詳しくはいずみホームページをご覧ください)

2月以降 **甲状腺エコー検査 in**

しおがま、わたり、いしのまき ほか



「いずみ」の活動は国内外の支援活動によって支えられています。この活動を続けていくためにみなさまのご支援、ご協力をお願いいたします。献金、ご支援は下記専用口座をご使用下さい。

ご支援のお願い

送金先金融機関 ゆうちょ銀行
口座番号 02270-2-114887
加入者名 いずみの会
通信欄に 会費(一口2000円)、または、献金(支援)とお書き下さい。

運営委員長 小林 休(鳴子教会)
運営委員 小林 休(鳴子教会) 鈴木のぞみ(川俣教会)
寺田 進(原町教会) 布田秀治(いずみ愛泉教会)
協力委員 保科 隆
顧問 篠原弘典(原子核工学専攻)
スタッフ 田村和恵 服部賢治
会計協力 渡辺広衛

日本キリスト教団東北教区
放射能問題支援対策室いずみ
UCCJ Tohoku District Nuclear Disaster Relief Task Force "IZUMI"
〒980-0012 仙台市青葉区錦町1丁目13-6
TEL/FAX 022-796-5272
メールアドレス izumi@tohoku.uccj.jp
ホームページ <http://tohoku.uccj.jp/izumi/>



いずみ

題字 丹治正雄氏

「いずみ」の活動によせて

日頃より東北教区放射能問題支援対策室「いずみ」の活動を支え、祈り、また共に働いてくださる全国の皆様に心より感謝申し上げます。また、前号でも報告させていただきましたが甲状腺検査会は24年度に通算100回を数えました。これまで「いずみ」の活動を陰に日向に支えてくださった方々、またスタッフの皆様のお働きを覚え、神様に感謝をいたします。



私自身は今年度の教区定期総会において新たに教区総会議長として選ばれましたが、右も左も分らず周りの皆様のお支え、そして神様の守りのうちに何とか過ごしております。しかし特に甲状腺検査会に関しては議長の責務に就く以前から、検査会場として私の仕える名取教会を利用させていただいてきました。2025年9月にも第104回の検査会で一緒にいたしました。これまでの統計も出ていますが、今回の検査のためにお申込みくださったご家庭はリピーターと新規の方々が半数でした。宮城県南部でもまだ健康に心配を持つご家庭の方がおられることが判ります。

検査会で私は地域へのお声掛けと会場係のほか、教会の畑(津波で亡くなられた方の畑)からの収穫物でスタッフの皆様の昼食に「イサク・カレー」を提供するという、おいしい役割も任っております。そしてやや私事ではありますが、担当のドクターは我が家の子どもたちのかつての担当医だった、という素敵なご縁もあります。

「いずみ」は日本キリスト教団・東北教区という、教会の働きですので、より多くの教会が検査会のために会場を提供くださることを願います。

「いずみ」の活動の他に、東北教区は2022年から浪江伝道所と小高伝道所(ともに福島第一原発から20キロ圏内)の宣教活動再開を支える活動も展開しています。私も両伝道所と同じ地区の者として、震災の数年後から関わってまいりました。依然として放射線量は高いものの、これらの地に帰還、または移住した方々の命の営みを祈りに覚え、支えてくだされば幸いです。

2025年 11月記

東北教区総会議長 荒井偉作(名取教会)



【開催報告】見えない放射能について気軽に話したり、知ることができる場づくり

～放射能問題に取り組む2団体による協働レポート～

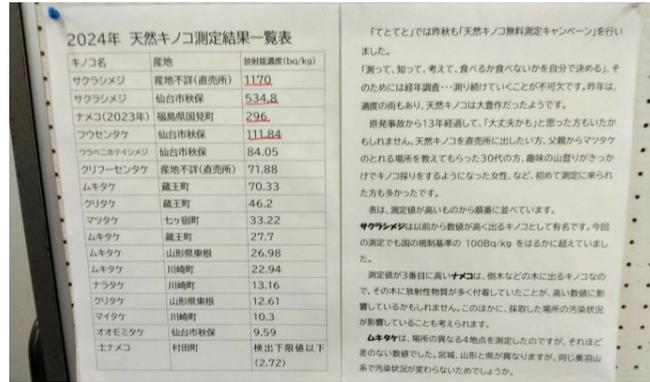
■互いを補うコラボレーション企画

2025年11月30日（日）、「いずみ」は第106回目となる甲状腺エコー検査会を宮城県南の大河原町で実施しました。この検査会には定員30名のところ、40名を超える申込みがあり、当日、インフル罹患等のキャンセルがあったものの、29名の親子が検査を利用されました。原発事故から14年8ヶ月が経ちましたが、未だに検査を希望する方が少なくない、ということと、当時18才以下の子どものうち、現時点で20代後半や30台前半の受検者が約3割を占めるなど、学業や就職から一定期間が過ぎ、やや落ち着いた頃なのか、自分の健康状態、とりわけ、原発事故による健康影響を確認したい、という若い世代が検査を受ける、という動きが感じられます。

当時はあまりにもいろんなことがあって、周りに余裕がなかったり、混乱していて、起きている事象に冷静に向き合えなかったかもしれませんが、相当の時間を置くことによってあらためて考えたり、知見を拡げることができるようになってきたのかもしれません。

同日同時刻、大河原町内に拠点を置く、みんなの放射線測定室てとと（以下、「てとと」と略）は設立14周年記念のイベントを企画、実施されました。「てとと」は県南の有機農業を営む農家数件が原発事故後、自分たちの生産物が安全であるかどうかを自ら確認するために機材などの測定環境を整え運営されてきた、誰でも利用できる市民のための放射線測定室です。

この日は「いずみ」が予約者への甲状腺エコー検査を行い、同じ会場内、向いの部屋で「てとと」は展示とミニ報告会を行いました。例えばが少し的外れかもしれませんが、まるで、少年バトル漫画における主人公やライバルキャラが新たな強敵出現のため、強力なタッグを組むような夢のコラボです。



キノコ名	産地	放射能濃度(bq/kg)
サクラシメジ	産地不詳(産売所)	1170
サクラシメジ	仙台市秋保	534.8
ナメコ(2023年)	福島県国見町	296
フウセンタケ	仙台市秋保	111.84
アラビコトシメジ	仙台市秋保	84.05
ツリフネタケ	産地不詳(産売所)	71.88
ムキタケ	蔵王町	70.33
ツリタケ	蔵王町	46.2
マツタケ	七ヶ宿町	33.22
ムキタケ	蔵王町	27.7
ムキタケ	山形県東根	26.98
ムキタケ	川崎町	22.94
ナラタケ	川崎町	13.16
ツリタケ	山形県東根	12.61
マイタケ	川崎町	10.3
オオモミタケ	仙台市秋保	9.59
ナメコ	村田町	検出下限値以下(2.72)

2024年 天然キノコ測定結果一覧表（「てとと」展示より）

■放射能汚染の可視化と情報共有

展示やミニ報告会の内容をごく簡単にお伝えすると、「放射能はどれだけ減少したか」と題されたスタッフの北村保さんからは主に2点で、まず、県南5カ所の土壌を経年的に定点測定し、セシウム134・137の推移を解析しました(4ページ掲載写真参照)。すると、2016年と2025年の実測値を比較すると、5カ所いずれも、計算上の減衰値より、実測値が大幅に下回っていることがわかりました。当初は、表層にのみ、セシウムが沈着しているとされていましたが、2025年の測定時には、表層5cmに加え、さらに下部の10cmまで測定してみると、B地点においては10cmの深い層が、5cmの層(616 bq/kg)の約半分にあたる349bq/kgのセシウム含有が観察されました。これは、セシウムがより下層に移行したり、もしくは、表層の汚染が雨などにより流出していることが推察されるものでした。総じては、計算上より地表の汚染が減少しているものの、それは、放射性物質が消滅したのではなく、気象現象などにより、より広範囲に薄く分布していることがはっきりとわかるものでした。また、コシアブラやタケノコ等の山菜の測定結果についても最新情報を共有していただき、国の基準値である100bq/kg以下ではあるものの、宮城県内はいうまでもなく、山形県内で採取されたムキタケからもセシウムが検出されていて、現在も山菜の類は測定が欠かせないことを強く実感させられました。

■未知のセシウムボールによる内部被ばくが全く考慮されていない現状

二人目の報告者である三田常義さんからは、ホットパーティクル、あるいは、セシウムボールと呼ばれる不溶性の放射性微粒子の実態について、専門かつ継続的な調査や考察でした。チェルノブイリ原発事故現場では観察されなかった形状の不溶性の放射性微粒子が福島県内外で複数の研究機関等により観測、報告されており、三田さんのご報告においても、2012年、県南地域の落ち葉を砕き、オートラジオグラフィという手法で調べたところ、はっきりとその存在が明らかにされました。これらは、単なるセシウム原子ではなく、原子炉の圧力容器などが高熱熔融した際のガラスや金属片などと結合したとみられ、しかも、複数の放射性核種が集積している組成が確認され、たとえば、PM2.5などの微粒子と同等、もしくは、それより小さなサイズのセシウムボールも多数検出されています。これらを呼吸により摂りこんでしまうと血液や水分に溶けないため体外に排出されず、人体の肺に定着した場合には、とくにベータ線により近傍の組織、細胞などへの長期かつ深刻な局所被ばくが起きる可能性があるようです。また、三田さんは福島県の楡葉町内にいる、駐輪場の屋根の下にあるパイプから拭き取ったホコリを比較対象として紹介していただき、セシウムボールの存在が福島県内だけでなく、宮城県南においても存在し、吸い込んだりしないよう注意を促していただきました。



通称、GMカウンタと呼ばれる計測器で試料に付着している放射性微粒子から放出されるベータ線を計測する様子（三田常義さん）

■放射線リスクに口をつぐむ＝誰かを犠牲にする社会を変えていこう

単なる検査にとどまらず、来場者に展示を見ていただき、コラボの大きな成果が感じられました。対応された「てとと」スタッフによると、当時は福島県内に在住、現在は宮城県内にお住まいのご家族が「大河原町（宮城県内）も汚染されていたのですね」などと、検査に来られるような関心の高いと思われる方であっても重要な情報が知られていないようでした。また、当時は幼かった方が高校生や大学生に成長し、自分に何が起きていたのか、科学・客観的に基づいた情報を自ら知ろうとする若い方もいたそうです。

原発事故の過小評価や、事なかれの的に実態を伝えようとしなかった東京電力や国などの加害性を有する組織、また、「放射能安全神話」を十分に検証しない大手マスコミなど、日本では、事故前のような、核利用や被ばくについて見て見ぬふりをする社会情勢が亡霊のようによみがえりつつありますが、今回のように、小さくても、放射能汚染の実態を伝えたり、予防原則にしたがって対応策を実施する場、みんなで未来世代の健康を見守る取組みをこれからもできるだけ続けていきたいです。「てとと」のご厚意により、来場者にはお茶や淹れたてのコーヒーが提供され、大変好評でした。

セシウム137の半減期は約30年であり、ようやく15年。初期被ばくへの対処に加え、人為的な汚染水海洋放出など、大量にまき散らされた放射性物質の毒性について、より多くの方々と関心を持って向き合っていければと願っています。

《セシウムボールについての参考資料として》
弁護士・井戸謙一氏の論考

<https://jsa.gr.jp/04pub/2021/JJS202101ido.pdf>

2026年1月記

東北教区放射能問題支援対策室いずみ 服部賢治

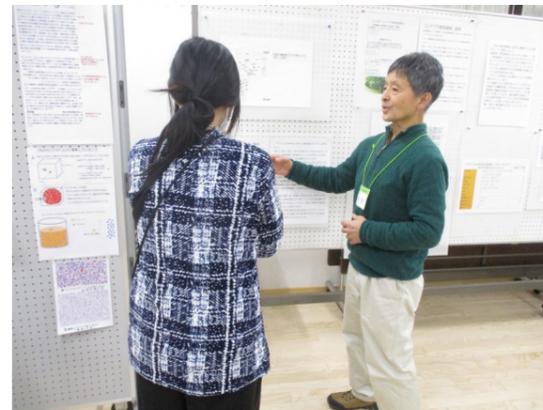
（みやぎ脱原発・風の会発行「鳴り砂」No.319より転載加筆）

「てとてと」14周年祭に参加して

11月30日（日）、大河原での9年ぶりの検査会では、「てとてと」の14周年祭も合わせて行われました。「てとてと」は、3.11原発事故後、有機農業などを生業とする人たちが立ち上げた「農家と市民」のための放射線測定室です。チェルノブイリでは、測定や保養、安全な食料の提供は国がやってましたが、日本ではやってなく、民間で独自にやらなければいけなかったそうです。

「てとてと」運営委員の北村さん夫妻は、私が20年前の学生時代、丸森町での全国自然農実践者の集いでお会いした方でした。主催者だと知らずに行き、お会いでき嬉しかったです。

北村さんの畑は、自然農です。不耕起栽培のため放射能は表面に残ります。原発事故のときは草を刈って敷いてあったので、それを全部片づけ、ゴミ袋に入れて、数年保管し、やむなく回収に出したそうです。（1kgあたり、8000Bq以下だと一般廃棄物と同様に処理が可能との基準があります）



「てとてと」展示会場にて、来場者に説明する北村スタッフ

「てとてと」ミニ報告会の発表では、放射性崩壊によりセシウム134は、0に近くなっており、セシウム137は15年で7割まで減っていること。机上の計算によって出された数値よりも、約10年経って、「てとてと」が実際測った方が土壌の数値は下がっていること。原因は、雨によって土が流され、5センチより下の土に放射性物質が移動したこと。ガラス状で水に溶けないセシウムボールは空気中に浮遊するほど小さいが高濃度にセシウムを含み、呼吸により肺に侵入する恐れがある。2011年3月15日の関東、福島中通りの汚染に顕著にみられる。宮城県南部でも多く観測され、大崎市の稲わらからも微量発見されたこと。が、発表されました。

「てとてと」は自分たちの農産物を測定するだけでなく、だれでもが測って数値を知って食べるか食べないかを自分で決めるための市民測定室です。

宮城県は市町村によって、山菜の出荷制限があり、丸森町では、（販売するタケノコは）必ず測定し実施済みシールが貼られています。

発表は、何かを声を大にして主張しているわけではなく、大事なことを淡々と耳をそばだてないと聴こえないくらいの声で話しておられました。みんなに知ってほしい内容でした。

2025年12月記

「いずみ」検査サポーター 高橋千沙子

原発事故後、土壌の放射能はどのくらい減少したか

地区名	2025年(減算計算)			計	
	2011年	2016年	2025年	Cs137	Cs134
奥南A(粘土)	2250	1672	345.6	812	10.28
奥南B(粘土)	6334	3324	613	2145	33.73
奥南C(山砂)	4085	2098	455.2	1335	20.41
奥南D(山砂)	14794	8070	817.1	5446	66.25
奥南E(砂土)	8939	4887	289.8	3279	40.17

*2011年の数値は2016年の調査した数値から計算したものです
*2025年の数値は、再度同じ地点の土壌を採取し、測定したものです。

「てとてと」展示より

希望者に放射線測定無料券をプレゼント!

「てとてと」14周年イベント
原発事故から14年8ヶ月
わたしたちの暮らしの放射能
〜〜消えたかなあ? 減ったかなあ?
展示とミニ報告会

「14年もたつたから放射能はなくなったはず。もう大丈夫」という人がいる一方で「放射能はまだあるから地元の野菜、コメは食べないようにしている」という人もいます。「もともと自然の中にも放射能はあるのだから、心配することはない」という声の一方で「甲状腺がんになる『放射性ヨウ素』が、今もあるから不安だ」となどの声も聞かれます。いったい何が本当なのでしょうか?
この地域の身の回りのものや食品を長い間測定してきたわたしたちは、事故当時と今を、具体的なデータに基づいて比べてみることにしました。科学的な数値から本当のことを知って、日々の暮らしに役立てて欲しいと願い今回のイベントを企画しました。
どうぞお気軽においでください。気楽におしゃべりしていただければ幸いです。

日時 11/30(日) 10時から15時まで
場所 大河原中央公民館会議室 地下1F
参加費 無料

【スケジュール】
*展示説明、動画上映、飲み物とお菓子をご用意します
*13時30分から ミニ報告会(各15分程度)
「放射能はどれくらい減少したか」北村 保
「まだまだ残るホットパーティクル」三田 常義

主催 みんなの放射線測定室「てとてと」
TEL 0224-86-3135(金土 午前中)
Mail sokuteimiyagi2012@gmail.com

同時開催!
放射能問題支援対策室「いずみ」主催
甲状腺エコー検査 in おおがわら
検査費無料・要予約

対象 震災当時18歳以下の子ども(現在11~33歳未満の方)と付添いの予約申し込み・お問い合わせ 放射能問題支援対策室「いずみ」
TEL 022-796-5272(平日10時~16時)
Mail izumi@tohoku.uccj.jp

検査を希望される方を募集します

検査無料 甲状腺エコー検査 in おおがわら

2025年 11月30日(日) 10:00~15:00
会場 大河原町中央公民館(柴田郡大河原町字196)
主催・予約申込み・お問合せ 放射能問題支援対策室「いずみ」
TEL 022-796-5272(平日10時~16時)
Mail izumi@tohoku.uccj.jp

みんなの放射線測定室「てとてと」14周年イベント
展示とミニ報告会 参加費無料・予約不要
ご希望の方には放射線測定の無料券をプレゼント!
(詳細はうら面を見てね)



「てとてと」ミニ報告会



「どこにいるのか —どこに視座を据えているのか— 」

有名な創世記3章9節の言葉です。神さまの前に身を隠しているアダムに対して、神さまが問いかけています。私はその問いに、「あなたはどこに自分の視座を据えているか」と重ねて問われていると感じています。

2025年5月に開催された、第80回東北教区総会の報告記事が教団新報7月12日(第5034増刊号)の一面に掲載されました。読後、違和感を感じたのは私だけではありませんでした。

記事には「教区の取り組みを評価しつつ、風評被害で差別を受けている人がいることを指摘し、『検査を実施した結果、当初心配したことは違っているということを社会に発信して欲しい』との意見があった」。また、東日本大震災を受けて教団議長が出した声明について「当時、懸念されていたことで現在は違った状況にあるものが含まれていることを踏まえ、14年経った現在の声明を出すことを求める意見があった」と紹介されました。この二つは同じ人の発言です。



この発言者は「風評被害で差別を受けている人」と言っています。東京電力福島第一原子力発電所の爆発事故により「風評被害」だけではなく、「実被害」で苦しんでいる人が後を絶ちません。その人たちが不安の声を発した時、それを「風評被害」とされ、発言が封じられてしまう現実があります。例えば、事故前まで「小児甲状腺がんは年間100万人あたり1,2名」でした。それが、福島県主体の甲状腺検査が実施された結果、2025年5月17日現在で399人の甲状腺がん(悪性および悪性疑い含む)が確認され、その内298名の方が手術を受けています。「3・11子ども甲状腺がん裁判」の原告意見陳述を読んで戴きたいと思います。

「検査を実施した結果、当初心配したことは違っているということをお知らせしたい」とありますが、「検査を実施した結果、当初心配した以上に悲惨な現実がある」のです。しかし、発言者は一貫してそれを認めようとしていません。それは、被害を小さく見せようとしている国や県の行政の姿勢と同一です。

原発事故だけではなく、どこに「あなたは自分の視座を据えているのですか」と問われています。「教団新報」は教団の顔です。一面だけでなく、公報としての役割を担う記事掲載を願ってやみません。

2026年2月記

東北教区放射能問題支援対策室いずみ

運営委員 布田 秀治

原発耐震偽装に踏み込む電力会社とそれを見抜けない規制委員会の力量に危機感は深まっています

日本の原発では起こりえないとされていた炉心溶融事故が福島原発で発生してから15年が経とうとしています。この事故を契機にして世界中で最も厳しいとされる新規制基準が作られましたが、政府が取る原発回帰政策で再稼働に前のめりになっているために、いたるところでほころびが出て来ています。

一昨年12月に沸騰水型原発としては最初の再稼働と喧伝され営業運転を始めた女川原発2号機は1月14日から定期点検のため運転を停止しています。この点検には5か月を要するとされていますので、6月には運転再開をするかもしれませんが、12月には再び運転停止せざるを得ない状況になっています。

東北電力は昨年10月に新規制基準で設計及び工事計画認可から5年以内に設置が義務付けられている「特定重大事故等対処施設」(テロ対策施設)の工事完了が期限以内(今年12月)に間に合わず、2028年8月まで延期すると発表しているからです。ところがこの運転停止を何とか回避しようと、東北電力は加盟する原子力エネルギー協議会(ATENA)を通して原子力規制委員会に猶予期間を更に3年間延長するように要望しています。

設置が義務付けられている施設の完成を待たないまま再稼働を認める規制のゆるみも問題ですが、このような要望を出す原子力業界には新規制基準で設置が義務付けられた施設の重要性を軽視する態度がその背景にはあります。そしてこの要望に前向きに対応しようとしている規制委員会の姿勢も問題を孕んでいます。

その様な動きの中で、1月5日浜岡原発の再稼働を申請中の中部電力が審査の過程で基準地震動のデータを過少になる様に改ざんしていた事実が明らかになりました。これは昨年2月に規制庁に対して「公益通報」によって部外者から不正の告発があって、規制庁が中部電力に事実関係を照会して認めざるを得なくなったという経緯があります。この浜岡原発4・5号機の審査では2023年に基準地震動を「おおむね妥当」と承認・確定していた事実もあります。規制委員会にはデータ捏造を見抜く力量が無かったのです。

この基準地震動のデータ改ざんの背景には、評価が大きくなって原発の機器の安全余裕を超えられるのを避けたいという電力会社の思惑があります。しかも今回の改ざんに関わった電力会社から地質調査などを委託されているコンサルティング会社が全国原発に関与している事実もあり、闇の広がり懸念されていますが、規制委員会はその調査は行わないとしている事も問題です。

福島原発事故を起こした東京電力が柏崎刈羽原発6号機を再稼働させようとして制御棒のトラブルで停止せざるを得なくなっていますが、女川原発2号機でも昨年10月に制御棒が挿入出来なくなるトラブルが起っています。安全性を最優先するという電力会社が、原因を特定出来ないまま機器の交換だけで運転の継続を行っています。様々に起っているトラブルに、原子力に携わる人々の技術力とモラルが問われる状況に入っています。

2026年1月28日

東北教区放射能問題支援対策室いずみ

顧問 篠原 弘典

2011年3月11日、東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所は全電源を喪失し、1号機、3号機などで水素爆発が起きました。事故の深刻さはレベル7と評価され、大量の放射性物質が東日本一帯に放出されました。

この事故を境に、多くの福島の子どもの人生は大きく変わることになります。

事故直後、原発から半径20キロ圏内は警戒区域となり、住民は避難を余儀なくされました。避難所に入る前には被ばく検査が行われましたが、子どもたち自身には「何が起きているのか」「なぜ検査を受けるのか」は十分に説明されませんでした。ただ、突然の日常の断絶があっただけです。

1986年に起きたチェルノブイリ原発事故では、事故後数年を経て小児甲状腺がんが増加し、事故から約10年後、IAEA（国際原子力機関）は「放射線被ばくの影響が認められた唯一の疾患」として甲状腺がんを公式に認めました。福島でも、同じ過ちを繰り返さないためとして、2011年5月に県民健康調査検討委員会が設置され、同年10月から、事故当時おおむね18歳以下だった約38万人を対象に甲状腺超音波検査が始まりました。

小児甲状腺がんは、本来きわめて稀ながんで、事故前は「100万人に1～2人」とされ、一般にはほとんど知られていない病気でした。ところが、検査開始から十数年が経過し、「悪性または悪性疑い」と診断された患者が相次いで発見されました。

しかし2015年、検討委員会は中間報告として「福島で見つかっている甲状腺がんは、チェルノブイリとは異なり、放射線の影響とは考えにくい」と結論づけました。以後、「過剰診断」「潜在がん」という言葉が繰り返し使われるようになります。

その一方で、突然「がん」と告げられ、手術を受けた子どもたちとその家族は、行き場のない不安と悲しみを抱えることになりました。「外で遊ばせなければよかったのではないか」「もっと早く避難していれば防げたのではないか」

誰から責められたわけでもないのに、親たちは自分を責め続けました。偏見や差別を恐れ、病気のことを誰にも言えず、相談もできず、孤立していった家族も少なくありません。

こうした状況のなか、2016年、同じ思いを抱える当事者と家族、支援者が集まり、甲状腺がん支援グループ「あじさいの会」が生まれました。

目的は、「一人にしないこと」。情報を共有し、不安を語り合い、孤独を和らげる場をつくることでした。

会では、交流を目的としたカフェや親睦会、料理教室、医師による相談会を行ってきました。共同代表の医師が、治療や日常生活の疑問に丁寧に答えることで、不安が少しずつ和らぐ場面もありました。

また、遠方に住む支援者から届く野菜や果物を会員に手渡ししながら、近況を語り合うことも大切な時間です。必要があれば、セカンドオピニオンの支援や病院への同行も行っています。

同時に、会として学会や講演会に参加し、最新の医療情報を学び、福島県や国、そしてUNSCEAR（原子放射線の影響に関する国連科学委員会）へ意見書や要望書を提出してきました。

「見つけなくてもいいがんを見つけて手術している」
こうした発言を耳にしたある母親は、「では、うちの子は切らなくてもよかった甲状腺を切られたのですか」と、深い怒りと悲しみに包まれました。
命と向き合ってきた家族にとって、「過剰」という言葉は、あまりにも重く、残酷でした。

さらに2022年、欧州連合（EU）が原発を「クリーンエネルギー」と位置づける動きが出た際、元首相経験者5人が「福島には甲状腺がんに苦しむ子どもがいる」と指摘した意見書に対し、日本の政府要人、当時の岸田首相、松野官房長官、高市自民党政調会長（高市氏は現在首相）が強く反発し訂正を求めました。



孤立している患者家族をつなぐ 甲状腺がん支援グループ あじさいの会



福島県知事も記者会見で「多くの子どもが甲状腺がんに苦しんでいるという表現は遺憾」と述べました。

その言葉を聞いた家族からは、「私たちの子どもは、福島にとって“遺憾な存在”なのですか」という声が上がりました。

あじさいの会は、直ちに抗議と訂正を求めました。患者と家族も記者会見に立ちました。

あじさいの会の活動の中で、忘れられない光景があります。

手術を終えた高校生の女の子が、声がかすれて不安そうな手術間もない小学生に、自分の首の手術痕を見せながら「大丈夫、ちゃんと声は出るようになるよ」と語りかけていました。

どんな専門家の説明よりも、その言葉は力を持っていました。私たちは、当事者こそが最高の支援者であることを実感しました。

会は今年で10年目を迎えました。事故当時5歳だった子は高校生に、中高生だった子は大学生や社会人になりました。一方で、再発や肺転移を経験している会員もいます。治療のために進学や就職を断念せざるを得なかった若者もいます。それでも、「もう一度学びたい」「資格を取って働きたい」という声に応え、あじさいの会は「チャレンジ基金」を立ち上げました。卒業や再就職の報告は、会全体の喜びです。多くの寄付と支援によって支えられています。

2022年1月、若者たちが立ち上がりました。「なぜ私が甲状腺がんになったのか知りたい」のです。

この問いを胸に、東京電力を相手取った損害賠償請求訴訟が始まりました。原発事故による健康被害を正面から問う、初めての集団訴訟です。

裁判では今も、「放射線との因果関係はない」「過剰診断だ」と被告である東京電力の主張が繰り返されています。

被害者がいるのに、責任を負う加害者が見えない——その不条理に、私たちは向き合い続けています。

2025年12月、裁判を傍聴した医師の菅谷昭氏は、「チェルノブイリではすでに結論が出ている。なぜ日本では、これほど時間がかかるのか」と語りました。

真実に向き合うことから逃げず、被害を受けた人の声に耳を傾けること。それこそが、社会の責任ではないでしょうか。

私たちは問い続けます。

なぜ、この子たちが甲状腺がんになったのか。その問いに、きちんと向き合う社会であってほしいと、心から願っています。

2026年1月14日

～区域外避難者への応急住宅追出し訴訟・1/9 最高裁判決を受けて～

1、僭越ですが、311原発事故を経験したあと、ユダヤ教徒になってもいいと思った。モーセなど旧約聖書に登場する預言者たちに震撼させられたから。福島の子どものための避難を求めるふくしま集団疎開裁判は出エジプトのモーセが念頭にあった。

原発事故の救済を求める訴訟は何度も起こされたが、その都度惨敗し、連敗を重ねた。避難者を仮設住宅から追出す今回の裁判もそうだった。避難者の訴えに全く耳を傾けないので、一審と二審の裁判官の交代（忌避）を求めた5回の申立ては全て無視され、まともな審理を受けられないまま全面敗訴の判決が続いた。それは311後に人権侵害のゴミ屋敷と化した日本社会に相応しい暗黒裁判だった。

その闇の中で、2年前、私自身の過去を振り返り、人権法律家として完全失格だったことを知り、新米法律家として出直した。それが「政治・政策から人権にシフト」し、「ジワジワと人権保障を1ミリでも前進させるための法理論の構築」に全力を注ぐこと——その最初が今回の裁判で最高裁に提出する上告受理申立て理由書の作成だった。今までは、権力のイヌとなった最高裁につばを吐き、断罪する書面しか書けなかった。今度からつばを吐くのをやめ花を盛ろうと思った。どの最高裁判事も国家権力の重圧、プレッシャーの中にいて、彼らに国策に逆らう避難者の声に耳を傾けさせるのは至難の技だが、しかしながら、ルターの「我ここに立つ。これ以外に仕方がない」程ではなくても、最高裁判事もまた彼らなりに判決を下す直前、「暗闇の中の命がけの決断」の瞬間に立つ。その時、彼らが勇気ある決断を下せるようにそっと背中を押したい、そう願って彼らも賛成せずにはおれない命題からスタートして正しく論を展開しようと思がけたのが今回の理由書だった。それはソクラテスの問答にならった最高裁に宛てたラブレターだった。

2、その理由書の冒頭は、《本裁判の特徴を一言で言い表わすと、それは原発事故の救済の法律が存在しないという「真空地帯」で災害弱者の基本的な人権が問われた裁判である。その本裁判に対して避難者らが最高裁に望むこと、それは司法が一步前に行くことである。》そこで「司法が一步前に行くこと」とは何か。それは《司法は一步前に行くこと積極的に審査すべきであるとしても、その趣旨はあくまでも人権保障という法的観点から人権侵害の審査を行なうことであって、それ以上、政策の当否といった政策論争の審査ではない》ことを自覚することである。

本裁判の避難者とは何者か。それは《彼らは災害弱者である。彼らはもともと福島原発事故以前から社会的、経済的弱者に属する人たちであったところ、福島原発事故のあと政府が勝手に線引きした強制避難区域の網から漏れ、谷間に落ち、本人には何の責任もないのに、たまたま谷間に落ちてしまった。その結果、政府により救済されない中を、放射能のリスクから命をかけて「子どもを守る」或いは「自分や家族を守る」と決断して自主避難を選択し、仮設住宅の提供以外に国と福島県から真つ当な生活再建の支援もない中を、この間ずっと、慣れない都会の中、自力で努力し続けてきた人たちである。このように過去に経験したことのない「さ迷える市民」にされた彼らの過酷な現実を踏まえて、彼らの救済について、最高裁みずからが原発事故の救済の法律が存在しないという法の穴埋めを真摯に実行すること、それが彼らの切なる願いである。》その上で、次の通り締めくくった。

《本裁判で避難者らが最も望んだことは、自分たちを金銭で救済せよと求めているのではなく、これは人間の命、健康に関わる最も重要な基本的人権の問題である、だから、福島県による人権侵害を何としてでも是正して欲しい。上告中に福島県がやった仮設住宅の強制執行を含め、この間に福島県により避難者らが受けた精神的苦痛は筆舌に尽くし難く、その苦痛はあくまでも避難者らが受けた人権侵害を回復する中でしか癒されない。

上告をした避難者らのこの真意を最高裁は真摯に受け止めて、「個々の孤立した少数者である災害弱者の地位に落とされ、苦しみの中で救いを求めている人たちの基本的人権」の問題を積極的に審査して欲しいと切に願うものである。そして、最高裁が「欠缺の補充」を実行するにあたっては、とりわけ国際人権法が明らかにした「国内避難民の人権」という観点から真摯に実行すること、それが避難者らのもうひとつの切なる願いである。》

3、すると、これまで殆どの上告受理申立て事件を門前払いしてきた最高裁は、昨年暮れ、避難者の上告を門前払いせず、避難者の上告理由（福島県知事の住宅提供の打切りの違法性）に判断を示すと応答してきた。これは青天の霹靂だった、311以来、原発事故の救済について固く閉ざっていた司法がいま初めて扉を一步開いた瞬間だったから。

1月9日、その判断を示された。結論は上告棄却。その理由について多数意見は上記上告理由には応答する必要がないからと避難者の申立てを完全にスルーし黙殺した。これに対し、三浦少数意見は100%応答して、避難者の申立てを全面的に認めた——第1に災害救助法などの解釈にあたっては国際人権法に基づいてこれを行なうべし、第2に区域外避難者について彼らの具体的な事情を考慮せずに、応急仮設住宅を使用する必要がないと判断することは是認できない、避難先での生活の継続を望む区域外避難者が数多く存在する状況において、仮設住宅の提供を打切った福島県知事決定は避難者の居住の安定に係る利益を損なうもので本質的瑕疵を有するから、社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権の逸脱濫用にあたり、違法であると。



判決直前、最高裁判所前でスピーチする著者（2026. 1. 9）

4、これに対し、こう言う人が必ずいる——三浦意見がたとえどんな素晴らしくてもしよせん少数意見、負けたことには変わらない。その通りである。しかし、人権運動はいつも少数者の声から始まる。そして人権運動は少数者の声とその声をあげた瞬間にその声がどう評価されたかではなく、その声に（たとえ時間がかかろうが）その後、周りの市民がどう反応したかで決まり、さらにその評価も関が原の決戦みたいな一発勝負ではなく、long and winding roadのジグザグの漸進的なプロセスである。この人権運動の実相に目を向けるとき、今回の少数者の声である三浦少数意見がどれほど重要であるか、多数意見の側に三浦少数意見が放った輝きを否定・批判するような反論がひとつも書けなかったことも含めて、これは、311後の人権侵害のゴミ屋敷に化した日本社会を人権屋敷に再建する突破口となるような、原発事故の救済に関する人権宣言のスタートとなるような画期的な最高裁判決である。この判決がまいた一粒のタネが芽を吹き、葉をつけ、花を咲かせ、豊かな実りをもたらすかどうかは、ひとえに死力を尽した三浦裁判官からバトンを受け取った私たち市民の手にかかっている。人権への道は人類全員の協同労働なのだから。

2026年1月20日

編集注：いずみニュースレター第21号(10~13ページ)においても本訴訟をご紹介します。ぜひご参照ください。

<http://tohoku.uccj.jp/izumi/wp-content/uploads/2023/10/4aff9dab98c49fa979bf0ab869070677.pdf>